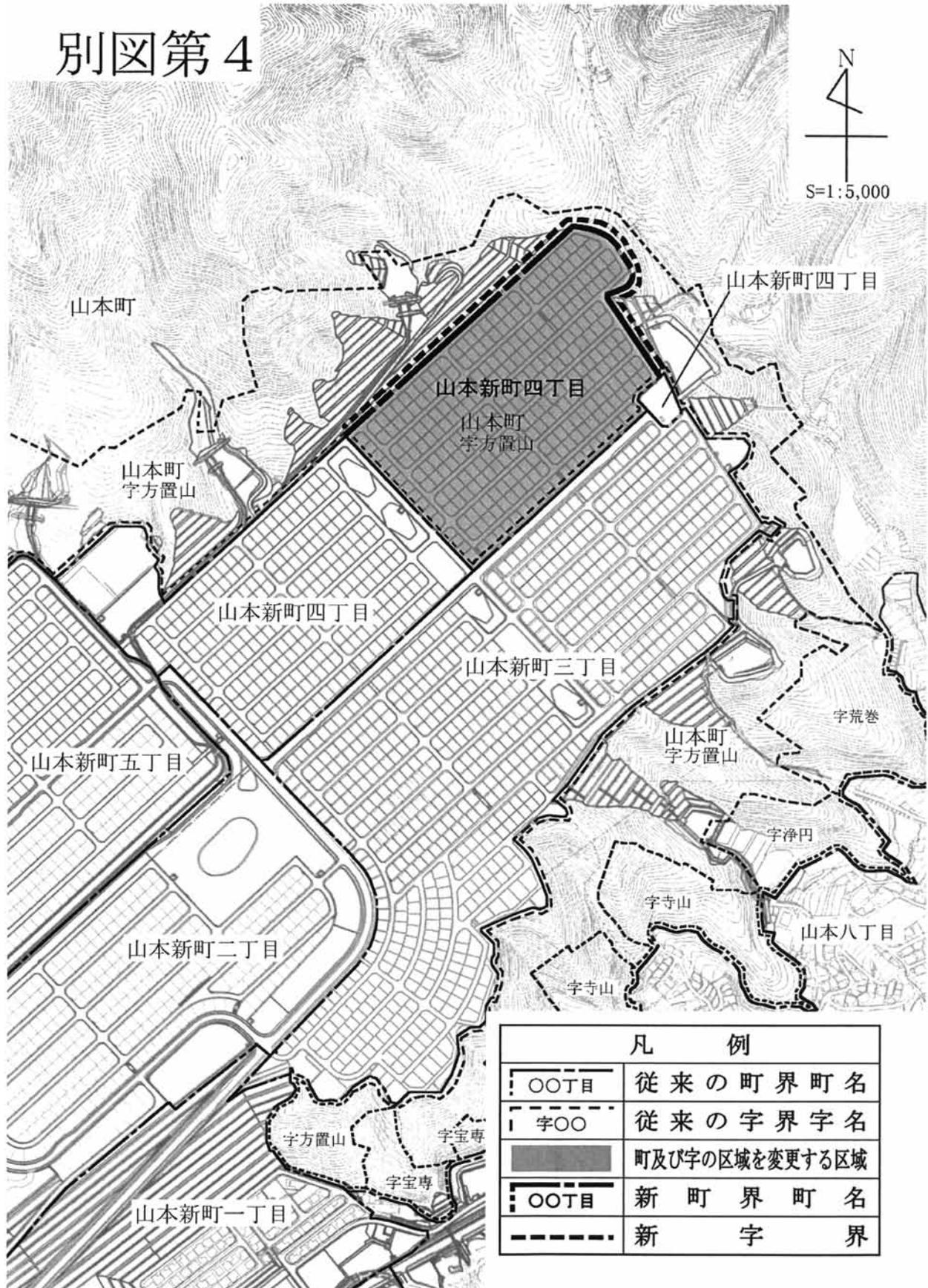


別図第4



凡 例	
〇〇丁目	従来の町界町名
字〇〇	従来の字界字名
	町及び字の区域を変更する区域
〇〇丁目	新町界町名
-----	新字界

広島市告示第141号

平成30年3月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第5号及び第10号並びに第115条の9第1項第9号の規定に基づき、次の指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止（利用者の新規受入停止及び介護報酬請求上限8割）しますので、告示します。

広島市長 松井一實

Table with 2 columns: 指定の一部の効力の停止期間, 事業者の名称, 事業所の名称, 事業所の所在地, サービスの種類. Content includes dates and company names like 株式会社はれコーポレーション.

広島市告示第142号

平成30年3月30日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。
なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日 平成30年3月31日
2 下水を排除する区域及び排水施設の方式 別紙のとおり。
3 供用を開始する排水施設の位置 下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

Table with 3 columns: 区分, 下水を排除する区域 (区名, 町名), 排水施設の方式. Content includes 佐伯区, 安芸区, 佐伯区 and 分流.

広島市告示第143号

平成30年3月30日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日 平成30年3月31日
2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称 別紙のとおり。
(別紙)

Table with 3 columns: 区名, 町名, 終末処理場の位置及び名称. Content includes 佐伯区 and 安芸区 with specific street names and facility names.

広島市告示第144号

平成30年3月30日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。
なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日 平成30年3月31日
2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

Table with 2 columns: 汚水を排除し、及び処理する区域, 排水処理施設の名称. Content includes 安佐南区沼田町大字吉山の一部 and 戸山農業集落排水処理施設.

広島市告示第145号

平成30年3月30日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。
なお、この農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第17条に規定する農業経営の状況を除く。）は、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第146号

平成30年3月30日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、広島市荒下土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 組合の名称
広島市荒下土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
設立認可公告の日から平成33年3月31日まで
- 3 施行地区
広島市安佐北区亀山南一丁目及び亀山南二丁目の各一部
- 4 事務所の所在地
広島市安佐北区亀山南一丁目19番24号
- 5 設立認可の年月日
平成30年3月30日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
組合事務所の掲示場に掲示する

広島市告示第147号

平成30年3月30日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定に基づき下記のとおり告示します。

記

名称	所在地	適応災害
石内北小学校	広島市佐伯区石内北三丁目23-1	土砂災害、高潮、洪水、地震

広島市長 松井一實

広島市告示第148号

平成30年3月30日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定避難所を指定したので、同条第2項において準用する第49条の4第3項の規定に基づき下記のとおり告示します。

記

名称	所在地
石内北小学校	広島市佐伯区石内北三丁目23-1

広島市長 松井一實

広島市告示第149号

平成30年3月30日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項に基づき指定緊急避難場所の指定を取り消したので、第49条の6第2項の規定に基づき下記のとおり告示します。

記

名称	所在地	取り消した適応災害
広島市総合防災センター	広島市安佐北区倉掛二丁目33-1	土砂災害
口田東集会所	広島市安佐北区口田四丁目12-23	土砂災害
可部東保育園	広島市安佐北区可部東一丁目4-29	土砂災害
筒瀬小学校	広島市安佐北区安佐町筒瀬1598	土砂災害
中野小学校	広島市安芸区中野四丁目21-1	土砂災害
瀬野川中学校	広島市安芸区中野四丁目24-1	土砂災害
中野児童館	広島市安芸区中野四丁目21-2	土砂災害
中野公民館	広島市安芸区中野三丁目20-9	土砂災害
下前田集会所	広島市安芸区中野二丁目34-11	土砂災害
畑賀学区集会所	広島市安芸区畑賀二丁目15-23	土砂災害
畑賀保育園	広島市安芸区畑賀三丁目7-8	土砂災害
矢野西保育園	広島市安芸区矢野西四丁目11-12	土砂災害
矢野中学校	広島市安芸区矢野東二丁目16-1	土砂災害

広島市長 松井一實

広島市告示第150号

平成30年3月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
ベータル株式会社	ヘルパーステーション小梅	広島市中区舟入川口町22番5-20B号室	平成30年3月31日	訪問介護
合同会社ブライトネス	訪問介護ゆえん	広島市中区鞆町10番12号306	平成30年3月31日	訪問介護

株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター牛田	広島市東区牛田本町四丁目2番21号倉本ビル2階	平成30年3月31日	訪問介護
株式会社アイ・テック	株式会社アイ・テック介護サービスふれあい・庚午事業所	広島市西区庚午南二丁目19番3号杉原ビル102号	平成30年3月31日	訪問介護
医療法人社団ひがしの会	ヘルパーステーション井口	広島市西区井口五丁目4番15号	平成30年3月31日	訪問介護
社会福祉法人可部大文字会	訪問介護事業所山まゆ	広島市安佐北区可部南三丁目10番19号	平成30年3月31日	訪問介護
株式会社ワイズ	ケアサービスこころ	広島市安芸区矢野西一丁目3番2号	平成30年3月31日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ広島南千田	広島市中区南千田東町4番28号	平成30年3月31日	介護予防訪問入浴介護
社会福祉法人慈光会	慈光園訪問入浴介護事業所	広島市安佐南区高取北一丁目17番41号	平成30年3月31日	介護予防訪問入浴介護
あい・のぞみ株式会社	あい・のぞみデイサービスセンター	広島市佐伯区三宅町1182番地	平成30年3月31日	通所介護
社会福祉法人広島光明学園	特別養護老人ホーム光明	広島市東区牛田本町五丁目1番2号	平成30年3月31日	介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人広島光明学園	ショートステイ光明	広島市東区牛田本町五丁目1番2号	平成30年3月31日	介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人広島光明学園	ショートケア高陽荘	広島市安佐北区深川八丁目36番7号	平成30年3月31日	介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人広島光明学園	特別養護老人ホーム高陽荘	広島市安佐北区深川八丁目36番7号	平成30年3月31日	介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人平和会	特別養護老人ホームやすらぎの里	広島市佐伯区五が丘四丁目15番6号	平成30年3月31日	介護予防短期入所生活介護
有限会社ヤマオコボレーション	チャオ薬局福祉用具貸与事業所	広島市南区西旭町13番1-302号	平成30年3月31日	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
有限会社スマイル	総合福祉サービススマイル	広島市西区庚午南一丁目31番11号	平成30年3月31日	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

有限会社寿	せいじつ広島	広島市安佐北区安佐町鈴張1495番地28	平成30年3月31日	介護予防福祉用具貸与
有限会社ヤマオコボレーション	チャオ薬局特定福祉用具販売事業所	広島市南区西旭町13番1-302号	平成30年3月31日	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売
有限会社スマイル	総合福祉サービススマイル	広島市西区庚午南一丁目31番11号	平成30年3月31日	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

広島市告示第151号

平成30年3月30日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社かえで	かえでヘルパーステーション	広島市中区江波栄町5番5号	平成30年3月31日	訪問介護サービス
特定非営利活動法人広島聴覚障害者福祉会	ヘルパーステーション・アイラブ	広島市中区吉島東一丁目20番19号ささゆりビル2階	平成30年3月31日	訪問介護サービス
ベータール株式会社	ヘルパーステーション小梅	広島市中区舟入川口町22番5-20B号室	平成30年3月31日	訪問介護サービス
合同会社ブライトネス	訪問介護ゆえん	広島市中区鞆町10番12号306	平成30年3月31日	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社日本エルゲリアサービス	おおぞら介護広島東サービスセンター	広島市東区光町二丁目12番10号日宝光町ビル4F4号	平成30年3月31日	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター牛田	広島市東区牛田本町四丁目2番21号倉本ビル2階	平成30年3月31日	訪問介護サービス
特定非営利活動法人さんぼ	ヘルパーセンターさんぼ	広島市東区若草町15番15号	平成30年3月31日	訪問介護サービス

有限会社百樹	高齢者総合福祉施設なだの郷ヘルパーステーション	広島市南区青崎二丁目10番26号	平成30年3月31日	訪問介護サービス
有限会社開花	ヘルパーステーション開花	広島市南区堀越三丁目11番1-101号	平成30年3月31日	訪問介護サービス
有限会社スローライフ広島	ヘルパーステーションゆず	広島市南区旭三丁目6番6号	平成30年3月31日	訪問介護サービス
株式会社サンライフ	サンライフ段原東ホームヘルプサービス	広島市南区段原山崎三丁目2番28号	平成30年3月31日	訪問介護サービス
株式会社Be-Heive	訪問介護事業所Be-Heive広島支店	広島市南区東雲本町二丁目18番17号	平成30年3月31日	訪問介護サービス
医療法人社団まりも会	訪問介護事業所サポートひらまつ	広島市南区比治山本町11番32号	平成30年3月31日	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社日本エルダリーケアサービス	おおぞら介護広島南サービスセンター	広島市南区皆実町二丁目5番3号村岡ビル1階	平成30年3月31日	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
特定非営利活動法人ワック広島ふれあいセンター	特定非営利活動法人WAC広島ふれあいセンター	広島市南区宇品御幸三丁目16番19号茶山ビル1階101号室	平成30年3月31日	訪問介護サービス
特定非営利活動法人コアジスト協会	特定非営利活動法人コアジスト協会ヒューマンサポートセンター	広島市南区段原山崎二丁目1番10号エスベランス401	平成30年3月31日	訪問介護サービス
アースサポート株式会社	アースサポート広島	広島市西区打越町12番21号	平成30年3月31日	訪問介護サービス
有限会社祥	祥ヘルパーステーション	広島市西区東観音町14番1号	平成30年3月31日	訪問介護サービス
有限会社スローライフ広島西	ヘルパーステーションゆず西	広島市西区東観音町23番2号	平成30年3月31日	訪問介護サービス

株式会社すみれケア	株式会社すみれケア訪問介護事業所	広島市西区大芝三丁目5番2号	平成30年3月31日	訪問介護サービス
プロダレ合同会社	ケイズケアセンター	広島市西区三篠町二丁目3番19-203号	平成30年3月31日	訪問介護サービス
社会福祉法人グリーンコープ	ふくしサービスセンターはあーとネット	広島市西区高須二丁目2番28号	平成30年3月31日	訪問介護サービス
株式会社アイ・テック	株式会社アイ・テック介護サービスふれあい・庚午事業所	広島市西区庚午南二丁目19番3号杉原ビル102号	平成30年3月31日	訪問介護サービス
医療法人社団ひがしの会	ヘルパーステーション井口	広島市西区井口五丁目4番15号	平成30年3月31日	訪問介護サービス
株式会社日本エルダリーケアサービス	おおぞら介護安佐南サービスセンター	広島市安佐南区西原四丁目33番41号第2森下ビル203号	平成30年3月31日	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
社会福祉法人グリーンコープ	ふくしサービスセンターめーぶるネット	広島市安佐南区川内六丁目20番5号	平成30年3月31日	訪問介護サービス
医療法人博善会	ヘルパーステーションながお	広島市安佐南区西原四丁目17番17号	平成30年3月31日	訪問介護サービス
社会福祉法人可部大文字会	訪問介護事業所山まゆ	広島市安佐北区可部南三丁目10番19号	平成30年3月31日	訪問介護サービス
アースサポート株式会社	アースサポート広島安佐	広島市安佐北区可部三丁目37番32号	平成30年3月31日	訪問介護サービス
社会福祉法人慈光会	石内慈光園訪問介護事業所	広島市佐伯区五日市町石内6405番地1	平成30年3月31日	訪問介護サービス
株式会社日本エルダリーケアサービス	おおぞら介護佐伯サービスセンター	広島市佐伯区五日市駅前三丁目5番33号コラルールMS101号	平成30年3月31日	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
一般社団法人フッフル	訪問介護事業所トル・マロン	広島市佐伯区湯来町白砂24番地2	平成30年3月31日	訪問介護サービス

株式会社ニックス	ニックス佐伯訪問介護事業所	広島市佐伯区三筋一丁目10番27号	平成30年3月31日	訪問介護サービス	アイエルエス株式会社	デイサービス宙ノ杜	広島市南区元字品町4番22号	平成30年3月31日	1日型デイサービス
特定非営利活動法人陽だまり	特定非営利活動法人陽だまり訪問介護事業所	広島県東広島市西条中央七丁目17番35-101号	平成30年3月31日	訪問介護サービス	医療法人社団まりも会	デイサービスサポートひらまつ	広島市南区比治山本町11番32号	平成30年3月31日	1日型デイサービス
有限会社安寿香	あうる介護サービスセンター	広島県廿日市市下平良一丁目14番26号	平成30年3月31日	訪問介護サービス	医療法人社団まりも会	デイサービスサポートひらまつ	広島市南区比治山本町11番32号	平成30年3月31日	短時間型デイサービス
もみじケア株式会社	もみじケア訪問介護事業所	広島市廿日市市平良二丁目8番13-1号	平成30年3月31日	訪問介護サービス	有限会社今田薬局	デイサービスセンターさざんか	広島市西区南観音六丁目1番31-101号	平成30年3月31日	1日型デイサービス
社会福祉法人恩賜財団済生会	「たかね荘」ホームヘルプサービス	広島県安芸郡坂町北新地二丁目3番10号	平成30年3月31日	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス	ライズワークス株式会社	介護予防センターびぶらす	広島市西区横川町三丁目12番14号5階	平成30年3月31日	1日型デイサービス
ケアネット株式会社	すみれ介護ステーション	広島県安芸郡熊野町呉地五丁目33番32号	平成30年3月31日	訪問介護サービス	有限会社今田薬局	デイサービスセンターロマン	広島市西区三條町三丁目21番14号高品ビル1F	平成30年3月31日	1日型デイサービス
特定非営利活動法人芸南たすけあい	特定非営利活動法人芸南たすけあい熊野事業所	広島県安芸郡熊野町神田14番10号	平成30年3月31日	訪問介護サービス	社会福祉法人可部大文字会	デイサービスセンター山まゆ	広島市安佐北区大林町字根谷162番地の2	平成30年3月31日	1日型デイサービス
有限会社エスプリ	カルナー・ヘルパーステーション	広島県安芸郡府中町柳ヶ丘86番4号	平成30年3月31日	訪問介護サービス	あい・のぞみ株式会社	あい・のぞみデイサービスセンター	広島市佐伯区三宅町1182番地	平成30年3月31日	1日型デイサービス
社会福祉法人周防大島町協賛大島町社会福祉協議会	周防大島町協賛訪問介護東部事業所	山口県大島郡周防大島町大字日前1932-32	平成30年3月31日	訪問介護サービス	株式会社しらかば	シニアフィットネスクラブみずほ	広島県廿日市市阿品四丁目51番26号	平成30年3月31日	1日型デイサービス
合同会社やまびこ	やまびこヘルパーステーション	山口県光市大字三輪780番地2	平成30年3月31日	訪問介護サービス	社会福祉法人エフアイジ福祉会	デイサービスセンターエフアイジーゴード	広島県安芸郡府中町柳ヶ丘20番2	平成30年3月31日	1日型デイサービス
医療法人社団坂下外科	坂下デイサービス	広島市中区吉島東一丁目4番18号	平成30年3月31日	1日型デイサービス	社会福祉法人みどり会	デイサービス府中みどり園	広島県安芸郡府中町浜田一丁目6番7号	平成30年3月31日	1日型デイサービス
ベテレル株式会社	こでまりデイサービス	広島市中区舟入川口町22番5-20A号	平成30年3月31日	1日型デイサービス	社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会	デイサービスセンター油田苑	山口県大島郡周防大島町大字油田96-4	平成30年3月31日	1日型デイサービス
ベテレル株式会社	こでまりデイサービス江波フィットネス	広島市中区江波南一丁目7番16号ハイネス江波101号室	平成30年3月31日	1日型デイサービス	~~~~~				
株式会社ハートアンサンブル	デイサービス梅の花	広島市東区牛田新町3丁目5番21号	平成30年3月31日	1日型デイサービス	<p style="text-align: center;">広島市告示第152号 平成30年3月30日</p> <p style="text-align: center;">介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。</p> <p style="text-align: right;">広島市長 松井一實</p>				

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社 ブライイトネス	居宅介護 ゆえん	広島市中区鞆町1 0-12-306	平成30年 3月31日	居宅介護支 援
医療法人社団 ひがしの会	ケアプラ ンセンタ ー井口	広島市西区井口五 丁目4番15号	平成30年 3月31日	居宅介護支 援
社会福 祉法人 成城会	居宅介護 支援事業 所菜の華	広島市安佐南区西 原一丁目7番19 号	平成30年 3月31日	居宅介護支 援
株式会 社アイ ・テッ ク	ふれあい 介護支援 センター ・広島北	広島市安佐北区深 川二丁目38番2 号	平成30年 3月31日	居宅介護支 援

広島市告示第153号

平成30年3月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
ベーター 株式会社	こでまり デイサー ビス江波 フィット ネス	広島市中区江波南 一丁目7番16号 ハynes江波10 1号室	平成30年 3月31日	地域密着型 通所介護
ベーター 株式会社	こでまり デイサー ビス	広島市中区舟入川 口町22番5-2 0A号	平成30年 3月31日	地域密着型 通所介護
有限会 社ジェ イリー ト	だんらん の家磯子	神奈川県横浜市磯 子区森2-6-1 1	平成30年 3月31日	地域密着型 通所介護
社会福 祉法人 吉賀町 社会福 祉協議 会	特別養護 老人ホー ムみろく 苑	島根県鹿足郡吉賀 町六日市582番 地1	平成30年 3月31日	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護

広島市告示第154号

平成30年3月30日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
大谷 健二	KEiR OW広島 中区ステ ーション	広島市中区東白鳥 町21-13第一 鈴川ビル301	あん摩・マ ッサージ	平成29年 11月1日
宇田 将晃	うだ整骨 院	広島市西区横川新 町1-23横川コ ーポラス1階	柔道整復	平成30年 3月1日
中久保 直樹	リラ鍼灸 整骨院古 江院	広島市西区古江西 町1-2-1F A室	柔道整復	平成30年 3月1日
立石 敬一	訪問医療 マッサージ KEiR OW広 島西区中 央ステー ション	広島市西区井口二 丁目15-22リ リーレジデンス 103	あん摩・マ ッサージ	平成30年 3月1日
岡田 大薦	うだ鍼灸 整骨院	広島市西区横川新 町1-23 1F	はり・きゅ う	平成30年 3月1日
元原 誠吾	元原整骨 院 安東 本院	広島市安佐南区安 東二丁目3-20 第一植野ビル1F	柔道整復	平成30年 3月1日

広島市告示第155号

平成30年3月30日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第11条の規定に基づき、特賃住宅を除く市営住宅の平成30年4月から平成31年3月までの家賃について別紙のとおり定めます。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示第156号

平成30年3月30日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市総合福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市南区松原町5番1号
社会福祉法人広島市社会福祉協議会
会長 永野正雄

2 委託した期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

広島市告示第157号

平成30年3月31日

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の3第1項の規定に基づき、河川工事が完了したので、同条第2項の規定に基づき公示します。

広島市長 松井一實

1 河川の名称及び区間

名称

二級河川瀬野川水系 瀬野川

区間

安芸区中野一丁目（海田町境）～中野五丁目（寺橋）

全体延長 3,500m

2 河川工事の内容

河川環境整備事業

3 河川工事の期間

平成29年9月19日から平成30年3月31日まで

広島市告示（中区）第63号

平成30年3月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第64号

平成30年3月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第65号

平成30年3月6日

広島市相生自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月1日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第66号

平成30年3月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第67号

平成30年3月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第68号

平成30年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第69号

平成30年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第70号

平成30年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第71号

平成30年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第72号

平成30年3月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第73号

平成30年3月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第74号

平成30年3月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第75号

平成30年3月20日

広島市新白鳥駅C自転車等駐車場、及び広島市袋町小学校地下自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第76号

平成30年3月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第77号

平成30年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第78号

平成30年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第79号

平成30年3月27日

広島市相生自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第80号

平成30年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第81号

平成30年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第82号

平成30年3月29日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市中区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区大手町四丁目1番1号
社会福祉法人広島市中区社会福祉協議会
会長 近藤 聿興

2 委託した期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

広島市告示(中区)第83号

平成30年3月29日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市吉島福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区吉島東一丁目22番2号
一般社団法人福祉キャリアセンター
代表理事 岡田 敬之

2 委託した期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

広島市告示(中区)第84号

平成30年3月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま

す。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第85号

平成30年3月30日

広島市東新天地自転車等駐車場、広島市西新天地自転車等駐車場、及び広島市富士見第二自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(中区)第86号

平成30年3月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第87号

平成30年3月30日

広島市新白鳥駅A自転車等駐車場、広島市富士見第二自転車等駐車場、及び広島市広島バスセンター西A自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(中区)第88号

平成30年3月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第18号

平成30年2月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第19号

平成30年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第20号

平成30年3月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第21号

平成30年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(南区)第34号

平成30年3月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第35号

平成30年3月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第36号

平成30年3月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第37号

平成30年3月5日

広島市広島駅南口第二自転車等駐車場及び広島市稲荷町自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、平成30年3月3日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第38号

平成30年3月5日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定に基づき、一つの敷地とみなすこと等による下記の一団地を認定しました。

この関係図書は、広島市南区役所建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

- 1 申請者
原田 康夫
- 2 一団地の名称
広島大学霞団地
- 3 一団地の区域
広島市南区霞一丁目2番1の一部
- 4 認定番号
第H29認定通知広島市建30005号
- 5 認定年月日
平成30年3月5日

広島市告示(南区)第39号